

閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和 7 年第 2 回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
4	令和 6 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1
5	令和 6 年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	3
(議 案)		
2 7	市税条例の一部改正について	5
2 8	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	1 0
(諮 問)		
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1 2

このほかの提出議案

報告番号	6	公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について
	7	公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について
議案番号	2 9	令和 7 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 3 号）について
	3 0	令和 7 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
	3 1	令和 7 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
	3 2	令和 7 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

報告第 4 号

令和 6 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、
令和 6 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和 6 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	地方債	
			円	円	円	円	円	円
3. 民生費	1. 社会福祉費	エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業（時間外勤務手当・消耗品費・通信運搬費・手数料・委託料・使用料及び賃借料・補助金）	400,000,000	129,735,000	0	129,735,000	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業（時間外勤務手当・消耗品費・通信運搬費・手数料・委託料・使用料及び賃借料・補助金）	168,226,000	168,226,000	0	168,226,000	0	0
4. 衛生費	1. 保健衛生費	健康管理システム改修業務	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	0	0
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	公共交通検討業務	5,082,000	5,082,000	0	0	0	5,082,000
9. 教育費	5. 社会教育費	文化財収蔵庫移転業務	2,522,000	2,522,000	0	0	0	2,522,000
合 計			576,930,000	306,665,000	0	299,061,000	0	7,604,000

報告第 5 号

令和 6 年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 6 年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和6年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に必要となる 繰越る資産 の額	説明
						企業債	国庫補助金	その他	損益勘定 留保資金			
1. 下水道事業費	1. 営業用費	令和6年度 北岡2丁目 管路調査 施設業務	円 792,000	円 0	円 792,000	円 0	円 0	円 0	円 792,000	円 0	円 0	管路に不明水の流入が確認され、調査が翌年度に及ぶこととなったため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5年度以降 工事（11）に 伴うガス管 復元工事	2,653,000	0	2,653,000	2,600,000	0	0	53,000	0	0	工程上の工期が翌年度に及ぶこととなったため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5年度 中1丁目工 事に伴う ガス管復元工事	3,431,000	0	3,431,000	3,400,000	0	0	31,000	0	0	工程上の工期が翌年度に及ぶこととなったため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和8年度以降 工事（3）に 伴うガス 管本移設工事	5,957,000	0	5,957,000	5,900,000	0	0	57,000	0	0	不明管撤去に伴い工期延長が必要となったため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5・6年度 第30工区工 事に伴う 家屋等補償費	2,104,000	0	2,104,000	0	0	0	2,104,000	0	0	相手方との補償交渉が年度内に完了しなかったため。

議案第 27 号

市税条例の一部改正について

市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、公示送達の見直し、特定親族特別控除の創設及び加熱式たばこの課税方式の見直しに係る規定の整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和 5 6 年藤井寺市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「藤井寺市公告式条例」を「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を藤井寺市公告式条例に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 8 条中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 2 0 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 7 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 8 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 8 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 0, 0 0 0 円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 8 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 8 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 0, 0 0 0 円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 8 条の 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 1 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 1 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 2 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 3 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 1 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第92条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第92条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 8 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 6 条及び第 8 条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 20 条及び第 27 条第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 27 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 28 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 850,000 円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 28 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 27 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 28 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第 27 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 28 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 28 条の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 28 条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 28 条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に

課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 8 条の 3 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、市税条例第 9 1 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 3 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 8 条の 3 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 市税条例第 9 3 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 8 条の 3 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 8 条の 3 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 28 号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

木 下 誇

横 山 太 喜

提案理由

現委員國下尊央氏及び生田達也氏が、令和 7 年 7 月 19 日を以って辞任するため、後任として任命するものである。

住所

[REDACTED]

木

下

誇

[REDACTED]

生

略

歴

平成 2 9 年 7 月

藤井寺市農業委員会委員

住所

[REDACTED]

横

山

太

喜

[REDACTED]

生

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

東 野 恵 子

樋 口 真 須 人

提案理由

令和 7 年 12 月 31 日任期満了によるものである。

住所

東 野 恵 子
生

略 歴

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

同 22年10月 人権擁護委員

同 25年10月 人権擁護委員

同 29年 1月 人権擁護委員

[Redacted]

令和 2年 1月 人権擁護委員

[Redacted]

同 5年 1月 人権擁護委員（現在に至る）

住所

樋口真須人

生

略歴

[Redacted text block containing multiple lines of information, likely a resume or biography]

同 5年 1月 人権擁護委員（現在に至る）

